

## JA 共済にご契約いただいておりますご契約者さまへ

平素より JA 新居浜市の共済事業をご利用いただきありがとうございます。

この度 JA 新居浜市といたしまして、ご契約者さまの CS 向上(お客さま満足度の向上)と公平かつ適正、迅速な対応をめざし、ご契約者さまからの「ご契約内容の変更(以下異動と表記します)」の申し出につきまして以下のとおり整理いたしましたのでご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### ●「ご契約内容の変更」とは・・・

ご契約いただいた内容(共済証書記載内容)に次表のような変更が生じた場合をいい、ご契約者さまから当 JA へご通知いただくことで「ご契約内容の変更」手続きをいたします。(=異動処理)

- ◎ 改姓改名、住所変更、連絡先変更、県内および県外移転に伴う組合変更
- ◎ 特約の中途付加(保障内容を充実させることができます)
- ◎ 特約の見直し(転換制度の利用、乗換制度の利用、減額)
- ◎ 共済契約関係者の変更  
(権利譲渡、死亡共済金受取人の変更)
- ◎ 解約

※一部抜粋しております。

### ●「ご契約内容の変更」ができる方とは・・・

ご契約内容の変更ができる方は「ご契約者さま本人(共済証書記載されている方)」となっております。よって「ご契約者さま」以外の方からの申し出につきましては受付することができません。

諸事情により「ご契約者さま本人」がご来店いただけない場合には次の書類をご提出いただくこととなります。

①委任状(ご契約者さま自筆+実印)

②印鑑証明書

③代理人さまの本人確認できる書類(運転免許証等顔写真があるもの)

また、あわせて「ご契約者さま本人」の意思確認を別途させていただきます。

ご不便をおかけいたしますが、趣旨をご理解いただき、今後ともご契約者さまをはじめとして地域の皆さまに信頼される JA を目指してまいりますので何とぞご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成 27 年 6 月 吉日 JA 新居浜市